



FAX 送付状

宛先: 高速道路無料化推進協議会 差出人: 高速道路無料化推進協議会
会員、並びにオブザーバーの皆様へ 会長 小野寺 和喜代

FAX 番号: FAX 番号: 029-350-7258

電 話: 電 話: 029-350-7257

ページ数: 本 状 日 付: 令和4年 5月 27日

件 名: 協議会ニュース
●【訴訟の構え】～5/10 第4回公判について～ ●～5/14 役員会開催について～

会員、並びにオブザーバーの皆様へ

いつもお世話になっております。掲題の通り、協議会活動につきましてご案内並びにご報告を致したく存じます。

●【訴訟の構え】5/10 第4回公判より～今回は、参考人陳述書の証言内容、及び、参考人の証言招聘を協議すると考えていましたが、コロナ禍にあり、電話による証言協議を進めました。

時を合わせて、被告人の首都高速道路株式会社並びに NEXCO 東日本・中日本は特別措置法があるので違憲ではないとの証言を挙げてきています。憲法を理解しているか否かが今後の争点になりそうです。

本来、特別な措置が戦後復興に必要であったとの背景から、万やむを得ず道路整備特別措置法を制定した。既に、戦後復興どころか昭和31年～令和4年迄の自動車保有台数の増加と通行車両台数は記録的成長にある。経済学的に、マーケットシェアが拡大しているのに、価格が増大していくなどは到底考えにくい事です。

国民に隠れて、国民に知らせない政策がもたらした結果がそこにあるのではないのでしょうか。
依って、道路整備特別措置法は過去の遺物であり、加えて、道路三法などと建設予算の為に組み込んだ戦後復興の措置を当てはめねばならぬ現状が、皆様の目の前にございますか？

●5/14 役員会を開催いたしました

- *報告事項 ・令和3年度事業報告 会員の皆様には、発令にて3つの構え(請願・社会活動・訴訟)としてご報告済です。
・総会(延期)について 茨城トラック協会総会開催以降に、確認書面にて書面通信と会場設営を選択頂き、申込状況を勘案してお知らせを申し上げます。(7月以降予定)
- *協議事項 ・会員拡大化 会員拡大は望ましいとの意見が多かった。
しかし、簡単に説明する・同意や紹介を得るのは通行料金制度自体、複雑との意見がございました。
・法人化について 社会に発信したり、クローズアップには有効度は高いものの、運営資源(人・資金)の捻出に於いて会員への負担増としてデメリットが高い為、検討を要す。
・今後の進め方 協議会の存在、並びに主張をトラック協会(県・全日本)に協力要請して参る意向です。今後、打診、回答状況により協議検討します。
また、【訴訟の構え】第5回公判の結果を考慮し、次の展開を協議します。

以上

今後とも引き続き会員並びにオブザーバーの皆様、宜しくご支援を賜りたくお願い申し上げます。